

# 代表質問の概要

(代表質問) 令和5年9月20日

自由民主党 山口 裕



## 1 旅行助成事業「くまもと再発見の旅」

**質問** 旅行助成事業「くまもと再発見の旅」について、報道機関に公益通報者保護法に基づく外部通報があったと報道された。通報の内容は「あるタクシー券付き日帰り旅行商品は、助成金の支給要件を満たさず、法に抵触するおそれがある」「不適切な行為を県幹部が担当課に見逃すよう指示したのではないか」「第三者機関による調査と業者の助成金返還を求める」である。この事業は3月末から4月にも報道され、県が調査結果をまとめ、助成金は返納、社名非公表の要求を受けた事実はないこととされた。今回の報道はこれまでの調査結果を否定し、強い不信感を突き付けた。こうした中、知事は「第三者調査機関を設置する考えを示した」とされている。そこで、助成対象とすると県が公にした判断、また、今般の指摘について、知事に現在の所感と調査方針を尋ねる。

**答弁(蒲島知事)** 旅行助成事業いわゆる県民割の制度設計は、各県で決定すると観光庁は表明している。補助対象について、関係者間で疑義が生じたことから、3月に担当部局が確認、整理し、周遊切符を利用した商品は補助対象外、周遊切符の前後にタクシーを利用した商品は補助対象とした。そのうえで補助対象外商品を販売した14旅行業者名と助成額を報道機関に提供し、全額返納された。県や観光連盟、事務局のJTB社、販売旅行業者間で連携不足や誤認等が重なり、返納が生じたと報告を受けた。今回、公益通報制度による指摘を受けた以上、誠実に対応する必要がある。第三者調査委員会は、外部弁護士で構成する予定で、自ら調査いただき、県の調査手法や結果について、法的な妥当性、的確性の確認を求める。

## 2 令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興の状況と残された課題

### (1) 復旧・復興の進捗状況

**質問** 災害関連死2名を含む67名が亡くなられ、未だ2名の方が行方不明。多くの家屋が全壊、半壊、浸水等の被害に遭い、166集落が孤立した。交通インフラでは橋梁流失や多くの路線で道路被害が出

た。令和3年3月末時点で総額5,222億円と熊本地震に次ぐ被害額である。知事は令和2年9月定例会で、球磨川流域の安全安心を守り、川の恵みを楽しみながら歴史に残る復旧、復興を成し遂げることが使命との覚悟を示され、復興は着実に進んでいる。先月は遊水地事業が相良村で、今月は球磨村で引堤事業が着手、宅地かさ上げ事業も順次着手される。一方、人口減少が進み、存続危機に直面する集落もある。創造的復興の更なる推進のため、残された課題に向き合う必要がある。そこで、知事はこれまでの復旧、復興の進捗状況をどのように受け止めているのか尋ねる。

**答弁(蒲島知事)** 多くの支援や地元の懸命な努力により復興は進んでいる。治水対策は、緑の流域治水の理念の下、関係機関が連携し進めている。5月に県管理9河川が復旧完了、2月に復旧した西瀬橋をはじめ順次、創造的復興が進んでいる。新たなまちづくりでは土地区画整理審議会が設置され、年度内の仮換地指定手続が進んでいる。最重要課題の住まいの再建は、約7割が再建、災害公営住宅の約8割が年度内に完成予定で、任期中に全被災者の再建にめどがつくよう取り組む。一方、災害による人口減少の加速化は大きな課題と認識し、持続可能な地域として再生するため、復興の歩みを止めず、被災地の皆様と魅力的な創造的復興に向けた取組を進めてまいり。

### (2) JR肥薩線の復旧

**質問** 昨年12月定例会で知事は「全国のローカル鉄道のロールモデルとして、沿線地域やくま川鉄道でつながる球磨郡全域に新たな人の流れをつくるため、地元とともに任期中に復旧の道筋をつける覚悟」と答弁された。県と地元12市町村でJR肥薩線再生協議会を設立し、国、JR九州、地元市町村と連携し、利活用策と地域活性化の取組方針をまとめていると聞くが、未だ方針は決定に至っていない。球磨川流域が一体となり、持続可能な地域としての再生のため、鉄道復旧は不可欠と考えるが、復旧にかかる知事の決意を尋ねる。

**答弁(蒲島知事)** 肥薩線の鉄道での復旧は不可欠との強い信念の下、国の支援を受け、地元市町村と協議を進めている。観光客調査で、被災前は観光の牽引役を果たしてきたことが明らかになった。また、地元調査で住民の6割強、高校生の約8割

が復旧希望と回答し、地域の将来を担う高校生の期待に応えるのが知事の責任であると思いを強くした。今、全国で復旧の費用負担がローカル鉄道の再構築議論と結びつけられ、存続か廃止か、採算性か地域の足かと議論されている。私は対立ではなく、JR、国、県、市町村、県民の新たな枠組みで鉄道再生を考え、地方創生のロールモデルになり得ると確信している。任期中に道筋をお見せできるよう、全力で取り組んでまいります。

### (3) 新たな流水型ダム

**質問** もう一つの残された課題が流水型ダムの早期整備である。令和2年11月定例会で知事は「なぜ災害を防げなかったか、人命を守れなかったか問い続け、二度と起こしてはならないと決意し、一日も早い復旧、復興を誓った」と流水型ダムを含む緑の流域治水をやり遂げる覚悟を示された。球磨川流域の安全安心の確保に向け、流水型ダムを含む緑の流域治水の実現は急務である。国で法と同等の環境アセスメント手続が進められているが、県民には馴染みがなく、専門的内容も多いため、不安も多いのではないかと。そこで、現時点での進捗状況について、知事の認識を尋ねる。

**答弁(蒲島知事)** 現在、国で洪水時の貯水頻度を減少させるため、洪水調節操作ルールを工夫するなど、議論が重ねられている。また、方法レポートへの知事意見の全項目に真摯に対応案を検討いただき、改良案を基に水理模型実験を重ね、環境への影響を極限まで抑えた構造案など、流域の安全安心と環境の両立に向け、取り組んでいただいている。流水型ダム事業の方向性、進捗を確認する仕組み等を通じ、流水型ダムの正確な情報を広く周知し、水源地域となる五木村と相良村に与える環境影響等について、国と連携してしっかりと説明を行う。今年度は4期目の集大成の年で、球磨川流域の創造的復興に向けて、残された課題に一定の道筋をつけることができるよう、時間的緊迫性を持って全力で取り組んでまいります。

### 3 「世界津波の日」高校生サミットの開催

**質問** 各地で自然災害が発生し、救助活動が困難を極める映像を目にすると、熊本地震の揺れや災害の記憶と同時に、温かい支援も思い出され、被災の経験を国や地域を超えて共有し、防災や減災に

繋がるのではないかと考える。新防災センターや熊本地震展示施設「K I O K U」も、継承の重要な役割を果たす。先日、「世界津波の日」高校生サミットを来年秋に開催すると発表された。次の時代を担う若者が主体的に防災・減災について考察、議論することは大変意義があり、多くの若者に自然災害の脅威から命を守る対策を共感、共有し、意識向上につなげてもらいたい。そこで、知事に開催の意義、どのようなサミットを目指すのか、熊本の高校生に期待する成果を尋ねる。

**答弁(蒲島知事)** 熊本地震や令和2年7月豪雨災害という大災害を経験した本県には、記憶を風化させることなく、災害で得た経験や教訓を広く国内外に伝えていく責務がある。この機会を捉え、本県が防災、減災を担う国内外の人材育成に貢献することは、災害に対する安全保障を進める上でも、大きな意義を有している。これまで支援いただいた国を含む50を超える国や地域の高校生を招聘し、最大規模となる想定で準備を進めてまいります。このサミットで、本県の高校生が、将来、それぞれの地域で防災、減災のリーダーとなり、グローバルに活躍できる人材に成長するよう、サミットの成功に向け、しっかりと準備を進めてまいります。

## 4 J A S M進出に伴う取組

### (1) 社会資本整備に向けた取組

**質問** J A S M新工場建設が進行し、駐在員の入居も始まり、今後も更なる企業集積が見込まれる。しかし、渋滞対策、排水対策等の社会基盤整備に関する課題があると認識しており、急務で取組を進める必要がある。一方、人流・物流や用排水に係る社会資本整備に今後10年間で約1,140億円を要するとの試算結果が示されている。短期・集中的な取組と財源が必要とされる状況を踏まえ、先般、国に対し、知事自ら県議会とともに要望をされた。企業受入環境の整備に向けた課題解決に向け、どのように取組を進めておられるのか、知事に尋ねる。

**答弁(蒲島知事)** 渋滞対策は、信号制御の見直しや時差出勤の取組支援など短期的なソフト対策と道路ネットワークの抜本的な対策に取り組んでいる。菊陽空港線は令和8年度中完成に向け改良工事に着手し、大津植木線は6車線化も可能な幅員で計画を進める。また、工業用水確保に向け、有明工

業用水の未利用水の活用を検討し、浄水場等の新設を前提に採算性等を精査している。下水道整備も菊陽町から受託し、管渠工事を終え排水環境が整った。さらなる集積に伴う下水処理施設整備に向け、合志市や菊陽町と連携協力して取り組む。今後も県議会、国や地元市町村と連携し、時間的緊迫性を持って取り組んでまいらる。

## (2) 環境保全対策

**質問** 先月末、J A S Mが県に地下水採取の許可申請書を提出された。地下水保全の取組も実施段階に進めなければならない。県民の不安解消には、対策の全体像を示す必要がある。また、半導体の製造工程では、アルカリなど薬品や感光性樹脂、有機フッ素化合物P F A Sも使用されることから、排水や排ガスに含まれ、排出されるのではないかと懸念の声も聞かれる。そこで、地下水保全に向けた取組、排水や排ガスに対し環境保全の観点からどのような対策を進めていくのか、現時点での考えや取組状況について、知事に尋ねる。

**答弁 (蒲島知事)** 持続的な地下水利用には、取水量と涵養量のバランスを維持する取組が重要。J A S Mは、許可申請時に循環利用を促進し、取水量を当初計画から約3割削減するとした。また、有明工業用水の未利用分を代替水源として可能性を調査し、条例に基づく地下水涵養指針を改正している。新規に取水する井戸は、涵養目標を取水量の原則10割に見直す。涵養期間拡大や冬期湛水を検討、検証し、地下水保全に万全を期す。排水は直接放流せず、下水処理場で基準以下に処理し、排出先の河口域等で熊本市が環境基準に適合するか確認する。排ガスは高度な処理で基準を大きく下回り排出されることを確認している。監視体制の強化に努め、規制外の化学物質等を対象に環境モニタリングを行い、結果等を専門委員会で検証、公表し、適切な対応につなげてまいらる。

## 5 新大空港構想

**質問** 知事は、空港と周辺地域の可能性を最大化する「大空港構想」を提唱し、2016年に、空港を創造的復興のシンボルと位置付け、「大空港構想Next Stage」を策定した。今年2月定例会では、空港機能の強化、企業集積とまちづくりの観点から有識者会議を設置するとされた。提言で注目した内容は、

人財を惹きつける「クオリティタウン」の創造や産業力の強化である。半導体関連産業の更なる集積や別分野の産業との融合、研究開発等が実現すれば、経済への波及効果も高まり、人流の活性化や人口増加も期待できる。そこで、新大空港構想から描く熊本の将来像について、知事の所感を尋ねる。

**答弁 (蒲島知事)** 熊本地震からの創造的復興が進み、空港の拠点性も高まっている。今回有識者会議を設置し、50年、100年先を見据えた空港機能の強化と企業集積に伴うまちづくりについてまとめられる提言を参考に、将来像については、空港と周辺地域を核とした地方創生の先進地域を描くこととしている。新たな構想に向けた取組により、地方創生を実現することで、熊本が持つ強みを生かして日本の5つの安全保障に貢献し、さらなる地方創生を実現させたいと考える。

## 6 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた取組

**質問** 人口減少は、将来の地域社会・経済に多大な影響を与える重要課題。政府は「こども未来戦略方針」に基づき、抜本的政策の強化を図るとし、知事も「こどもまんなか熊本」の実現に取り組むとされた。若い世代の誰もが結婚し、こどもを持ち、安心して子育てができる社会、将来に明るい希望を持てる社会を実現することが、熊本のさらなる発展や県民が幸せに暮らしていける地域社会の実現につながる。結婚や子育てしやすい社会となる環境整備や機運醸成を図り、「こどもまんなか熊本」の考え方を県民に分かりやすく伝え、共感を得られるよう進めていくことが肝要。そこで「こどもまんなか熊本」に込められた知事の思いや今後何が必要と考えておられるのか尋ねる。

**答弁 (蒲島知事)** 私は子供たちに、人生の可能性は無限大であり、夢の実現のため勇気ある一歩を踏み出すというメッセージを発信し続け、今後も環境づくりを進めたいと考える。今年度から子ども医療費助成を拡充した結果、保育料補助の拡充や学校給食費の負担軽減等の新たな取組が始まった。県では、男性職員に育休取得を呼びかけ、取得率は前年度から大幅増加し、子供の成長に関わる喜びや楽しさが得られたとの声も聞こえる。こどもまんなか熊本は、未来に明るい希望を描ける社会づくりで、県民総幸福量の最大化につながる。県

民が熊本で生まれ、育つことに誇りを持ち、住み続けたい熊本を実現するため、国や市町村、企業、県民が一体となり全力で取り組む。

## 7 食料安全保障の一翼を担う本県農業の課題

### (1) 適正な価格形成に向けた県の対応等

**質問** 燃油、肥料及び家畜飼料などの生産資材が高騰し、農業経営は厳しい状況である。国は全国11ブロックで地方意見交換会を実施し、農業者からは適正な価格形成に関する意見が多く、具体的な検討に入った。県議会も昨年9月及び12月定例会で国へ意見書を提出し、意義があったと認識している。適正な価格形成は農業者だけでなく、消費者や事業者等の理解醸成も必要である。そこで、これまでの対応と今後の方針を知事に尋ねる。

**答弁（蒲島知事）** 適正な価格形成は、重要な国全体の課題と認識。昨年度から議会と実情に合った施策や制度構築を要望してきた。国は、食料・農業・農村基本法の見直しを進め、適正な価格形成に向けた仕組の構築が法制化に向けて記述されたことは大きな成果と考える。どのような内容で法に盛り込まれるのか、国の動向を注視し、必要に応じ要望を行ってまいる。また、熊本県食料・農業・農村基本計画の策定に当たり、適正な価格形成の推進に向けた県の対応を検討してまいる。

### (2) 農産物輸送に係る2024年問題

**質問** 本県農業の県外輸送の98%はトラックである。ドライバー減少により輸送可能量も減少し、長距離出荷もできず、安定的に輸送ができなくなる。加えて、競争が激しくなり、運賃が上昇し、農家経営へ直接的なダメージを与えかねない。物流に係る2024年問題に関し、国は荷主、輸送事業者が、どのような役割と責任を担い、対応が可能であることを提示し、対策が明確になった。県内でも様々な問題発生が予想され、県外輸送に及ぼす影響と農業者の不安払拭に向けてどのような対策を立てておられるか、農林水産部長に尋ねる。

**答弁（農林水産部長）** 物流の2024年問題は、運賃上昇や鮮度など大きな影響をもたらす。平成30年度から、農業団体と県内のトラック業者で構成される熊本県農協青果物輸送改善協議会と連携し、輸送時間やコストに関する検証を進めてきた。これまでどおり大消費地に届けるため、農業者やJA

が相応の役割を分担し、業者と協力して対策を講じることが重要である。8月18日に県内各団体等の幹部による連携会議を開催し、25日には実務担当者に現状や課題の共有、優良事例の紹介を行った。対策を着実に進めるため、緊急かつ暫定的なソフト対策予算及び円滑な出荷体制の構築とハード整備に向けた検討予算を今定例会で提案している。本県が食料供給基地としての役割を果たすため、しっかりと取り組んでまいる。

## 8 赤潮被害対策

**質問** 魚類養殖業は、本県水産業の大きな柱である。今年6月中旬から9月上旬にかけ八代海でシャットネラ、コクロディニウム、カレニアの3種類の赤潮が同時発生し、上天草市、天草市、津奈木町で甚大な被害をもたらした。被害額約15億円と過去4番目の規模になり、昨年度の被害からの回復半ばで、厳しい経営を強いられている。また、7月中旬から県内でも中国への輸出停止の影響が発生、円安進行や燃油、餌、資材高騰によるコスト増も大きな影響を与えている。赤潮被害は、苦難に直面する経営に追い打ちをかけ、事業継続意欲まで失わせてしまいかねない。9月4日に関係3市町及び海水養殖漁協から、支援の要望書が議会及び知事へ提出された。昨年は国、関係市町と連携し、中間魚等の導入支援、調査体制整備や迅速な駆除剤の散布支援が行われたが、県は今回どう対応され、被害を受けた養殖業者支援にどのように対応されるのか農林水産部長に尋ねる。

**答弁（農林水産部長）** 赤潮は早期発見・早期対策が重要のため、今年度から養殖業者15グループによるモニタリング調査を支援しており、5月に発生した赤潮では速やかな駆除剤散布で拡散を止められた。6月に八代海で3種類の有害赤潮が同時発生する危険な状態となり、対策本部を設置し、赤潮の動向や被害状況の把握、情報の周知、共有に努め、被害防止対策の徹底を呼びかけたが、発生が継続し、被害額は15億円超となった。業者の早期事業再開に向け、今定例会で追加提案し、養殖共済制度の改善や赤潮の予察、防除技術の開発など、国に要望する。今後とも、安全安心な養殖魚を消費者へ提供できるよう、関係市町や漁業団体と連携して取り組んでまいる。



(代表質問) 令和5年9月20日

立憲民主連合 鎌田 聡



### 1 TSMCに関する諸課題

- (1) 県内地場中小企業への支援
- (2) 地下水涵養
- (3) 排水対策
- (4) 環境影響評価条例施行規則の見直し

質問 (1) TSMC等への人材流出で県内地場中小企業は人材確保が困難。賃上げが必要だが、物価高騰等で厳しく、支援を求める声が多い。そこで、労働環境の改善や賃上げの支援策を講じる考えはないか。(2) 県は進出企業に対し、地下水採取量に見合う涵養を義務づける地下水涵養指針の見直しを進めているが、涵養田の確保が困難で、現実的に可能か。そしてTSMCは、採取量を超える涵養田を確保できているのか。(3) TSMCの工場排水について、知事は下水道法に基づく検査品目より多くの調査を行うと言われた。そこで、TSMCから排出される物質を明らかにできないか。また、県北部浄化センターでの検査数値の公表、有害物質が検出された場合の対応、法対象外の化学物質の検査方法を尋ねる。(4) 県は、地下水保全地域のアセス対象面積を25から50ヘクタールに見直そうとしているが、開発が進む状況下で、なぜ要件緩和するのか。以上、知事に尋ねる。

答弁(知事) (1) 県では、国や県の補助事業を活用して生産性向上、賃上げを実施する中小企業者の後押しのため、自己負担を軽減する予算を今定例会に提案している。(2) 白川中流域の涵養期間拡大や冬期湛水、他地域の湛水拡充などを検討。これらにより、本年度は、JASMEの取水量を上回る湛水が実現する見込みである。(3) 工場排水に含まれる下水道法対象物質の公表は可能と考える。水質検査数値は、問合せに応じて提供しており、さらに積極的な公表方法を検討する。基準を超えた場合は、菊陽町の命令で企業は排水停止し、原因施設を改善する。法対象外の物質は、県では北部浄化センターの放流水もモニタリング対象とし、新工場稼働の前後の変化を把握する。(4) 改正は、地下水保全地域で、取水量を上回る自主的涵養を促進するために行うものである。

### 2 県民サービスを支える県職員の人員確保

質問 TSMCの課題対応などで、県庁内の多くの部署で業務増加が必至である。この業務に当たる職員の確保はできているのか。年々県庁の受験者数、受験倍率が下がっており、全体数が増えない中で、対応できるのか。技術系は、今年の1.6倍が、今年1.1倍まで低下し、特に心配は総合土木職である。本年度からSPIに変更した新たな試験枠を設け、倍率は2.9倍となり一定の結果には結びついているが、受験者数の低下、欠員が生じている職種がある状況は変わらない。県の重要課題に余裕を持って当たれる人員体制が整っていると言えるのか。そこで、新たな行政需要に適切に対応するため、今後の職員採用や職員数の在り方についてどのようにお考えか、総務部長に尋ねる。

答弁(総務部長) 現在、TSMC進出などに伴う新たな行政需要にも対応できる人員体制の確保に努めている。具体的には、半導体関連産業の集積が進む周辺の道路ネットワークの整備や土地利用調整などの対応のため、今年度、新たに合計20人程度の職員を重点配置している。職員採用は厳しいが、今年度からSPI試験や採用候補者名簿の登載期間の延伸などを進め、総合土木職も採用予定数の確保に手応えを感じている。定年年齢の引上げに関しては、定年退職者が生じない年も、計画的に新規採用を行ってまいらる。

### 3 川辺川ダム事業

- (1) 環境影響評価
- (2) 住民への説明責任

質問 (1) 国土交通大臣は、アセス法に基づくものと同等の手続を行うと表明し、手続が進んでいる。しかし、現在のアセスの大きな問題の一つは、住民意見も知事意見も反映されずに進んでいる点であり、国にやり直しを求めるべきである。流水型ダムは、環境影響が少ないとされる場合があるが、各事例を見ても、河川環境等に甚大な影響が指摘されている。ダムが完成し、大きな影響が起きた際、知事は、県民にどのように説明し、責任を取るのか。県として、独自に環境影響を検証し、説明すべきである。(2) 球磨川豪雨災害とダムの必要性については、国と県に説明を求める要望が度々出される。その責任を果たす場として、昨年、

新たな流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認する仕組みを設置したが、住民参加とはかけ離れ、意見が反映される保証もなく、2回目以降も不明である。県は、広く県民に開かれた場で説明責任を果たし、住民参加での合意形成を図るべきだが、その考えはないか、知事に尋ねる。

**答弁（知事）** (1)現在、法と同等の環境アセスメントが進められている。知事の責任を果たすには、環境アセスメントを通して、適切な知事意見を国に述べるのが何よりも重要である。事業主体の国が、事業内容の検討と環境保全措置の検討を一体として行うことが重要と考えており、県独自の検証は考えていない。(2)仕組みの構成員は、流域住民は、多角的見地から多様な意見をいただくため、市町村別と自然保護、漁業、観光など、分野別に区分した。有識者は、専門的見地を踏まえた解説の役割を担うことから、球磨川の治水及び環境に精通した方々に委嘱した。また、流水型ダムに関する情報を県民へ周知する目的もあり、会議は公開で、熊本市、八代市及び人吉市の3か所に傍聴会場を設けた。今回は、準備レポートの進捗を踏まえ、できる限り早く開催したい。今後もこの仕組みを通じ、説明責任を果たしてまいる。

#### 4 水俣病問題

##### (1) 百間排水口

##### (2) 認定患者の補償協定の見直し

##### (3) 不知火海沿岸住民健康調査

**質問** (1)6月中旬、水俣市が発表した老朽化による百間排水口の樋門の扉と足場の撤去について、中止を求める声を受け、知事は、県と市が協議していく考えを示された。その後、何らかの形で現場保存を前提に、患者団体等が了解し、取外しが完了した。そこで、県としては、扉の扱いを含めた百間排水口の現場保存や活用をどのように考えているのか。また、世界に向けた水俣病の情報発信に活用すべきと考えるが、いかがか。(2)水俣病認定患者がチッソと結ぶ補償協定は、症状よりAからCランクに分かれ、上位ランクに該当する変化が生じれば変更を申請できると明記してあるが、判定は、国の公害等調整委員会等が担う。患者の平均年齢は80.2歳、身体機能の衰えがあるならランクを引き上げるべきである。また、介護

保険では、医療系サービスを除き、支給されない。そこで、認定患者の補償ランク変更や内容の拡充を、チッソに働きかけていただきたいが、知事の考えを尋ねる。(3)不知火海沿岸の住民健康調査について、環境省は6月30日に調査に向けた専門研究班を発足させた。2025年度までの3年で、脳磁計とMRIを組み合わせた手法を活用する方針で、公衆衛生や脳神経内科の専門家7人の公募申請された方々である。法施行後14年、対応があまりにも遅く、被害がどれだけの地域や年代に広がっているかを調べる調査にはなじまないと考え。そこで、この調査について、手法やスケジュールをどう考えているのか、知事に尋ねる。

**答弁（知事）** (1)現場保存の方法や活用の検討も、団体等の意向を把握し、県が水俣市と連携して主体的に進める。また、国内、世界に向け、さらなる情報発信に努める。(2)補償ランク付けは、国の2機関で決定されるため、県は関与できない。しかし、県とチッソで情報交換を行っており、その中で患者の状況の共有を図る。先日、患者を訪問し、地域生活支援事業の自己負担見直しの必要性を実感した。今後、来年度からの患者負担軽減に向けて検討を進める。(3)国は、調査の在り方について、様々な意見を伺い進めていくと聞いている。また、環境大臣が、できるだけ早く検討を進めたいと答弁されており、県としても、スピード感を持った対応を要望してまいる。

#### 5 「くまもと再発見の旅」不適切受給

**質問** TKUヒューマンが販売した商品7,300件のうち4,341件を、県が不適切と判断したため、助成金約2,500万円の自主返納が表明された。一方、タクシー券を組み合わせた日帰り商品約3,000件は、担当課で追跡調査する方針だったが、県幹部が見逃すよう指示したとされる。これが事実なら、県に対する信頼は失墜する。そこで、(1)知事は、この出来事を御存じだったのか。見逃しを指示した上司は知事ではないか。(2)テレビ熊本の役員が、約2,500万円について、社名を公表しなければ自主返納すると言われたようだが、県は社名を公表した。助成金は返納されたのか。(3)TKUヒューマンに残ったタクシー券未使用分の160万円は公金が含まれるが、返還を求めないのか。

(4)参加事業者101者のうち14者が不適切受給したとされ、制度設計が曖昧なまま事業を進めたことを、知事はどうお考えか。(5)第三者による調査は、利害関係者との関係を一切排除した弁護士や学識経験者らによる公正で透明な調査を行うべだが、選任と調査スケジュールを知事に尋ねる。

**答弁（知事）** (1)見逃しの疑いについて、私が指示をしたことは一切ない。(2)補助対象外と判断した助成金は、本年4月に返納が完了している。(3)タクシー券未使用分は、不適切な取扱いはなかったと回答しているが、今回の指摘を受け、適法性を調査する。(4)コロナ禍で苦しむ事業者に対し、一日も早く助成金を届けたいとの思いの中で実施したため、連携不足や誤認等が重なったと思っている。(5)委員会は、外部の弁護士で構成する予定で、人選を急いでおり、ヒアリングなど自ら調査していただくとともに、県の調査手法や結果の法的妥当性、的確性の確認を求める。こうした手順で、丁寧かつ迅速に調査を行ってまいる。

## 6 いじめ調査報告書の対応

**質問** (1)2013年4月、高校3年生の女子生徒がいじめを受けて自殺し、その両親には、いじめを行っていた同級生らの氏名が黒塗りで報告書が渡された。その後、遺族が訴訟で、黒塗りを外した開示を求め、最高裁で開示命令が確定した。また、東稜高校いじめ調査委員会の報告書は、昨年10月の公表段階でホームページに掲載されたのは、A4用紙2ページの要約版の入手方法のみで、被害男性が全文公表を求め、やっと今年7月に全文掲載された。そこで、なぜそのような対応を行ったのか尋ねる。(2)県教委ホームページに掲載された報告書が3年以上黒塗りすべき箇所に黒塗りがされないまま載っていた。また、東稜高校のいじめ調査報告書が、特定の操作で黒塗りを外せる状態で公開されていたことも判明した。これらは、あまりにもずさんとしか言いようがないが、教育長の所見と再発防止策について尋ねる。

**答弁（教育長）** (1)これまで、全文を被害生徒等に渡した上で、プライバシー保護等の観点から、概要版を作成して、報道機関へ提供し説明を行ってきた。今回も同様に行った。その後、被害生徒等の要望を受け、全文を掲載した。(2)個人情報の

不適切な取扱いが複数確認され、大変申し訳ない。県北の県立高校生徒の事案は、県教委定例会で報告する際、黒塗りが無い資料となっており、これは、確認不足が原因。また、元東稜高校生徒の事案は、電子情報上で処理した場合、一定の操作で取り除けることを認識していなかったことが原因と考える。今後、被害生徒等の意向をより丁寧に確認し、複数人でのチェック及び黒塗りを除去できない資料作成を徹底してまいる。

## 7 フリースクールとの連携と支援

**質問** 2017年施行の教育機会確保法は、学校以外の学びの場の重要性を認め、国や自治体に対し、子供の教育機会の確保のために必要な財政措置などを求めている。熊本市を除く県内公立小中学校の不登校児童生徒が利用するフリースクールは32あり、不登校児童等の受皿となっているが、県からの支援はない。フリースクールは厳しい運営を強いられ、今年8月に、公的支援を働きかける県民の会が発足した。群馬県では、運営費を最大400万円補助するなど、他県では、公的支援を進めるところもある。そこで、(1)フリースクールやそこに通う子供たちへの経済的支援を行う考えはないか。(2)県とフリースクールなどが協議を行う場を設置する考えはないか、知事に尋ねる。

**答弁（知事）** (1)フリースクール等は、県内小中学校の令和4年度の利用者数は354名で、施設の規模も様々である。また、重視する活動も違いがあり、多岐にわたる。様態の異なるフリースクール等に対し、どのような連携が可能か、市町村等とともに研究を進めてまいる。(2)県教委では、平成30年度から、子どもの居場所づくり推進連絡協議会を開催し、フリースクールと関係機関が一堂に会して意見交換を行っている。今後も、県教委と知事部局の関係各課が連携し、フリースクール等と意見交換を行い、全ての不登校児童生徒の学びの場の確保等に向けて、取り組んでまいる。

## 8 ケアリーバーへの支援

**質問** 厚生労働省が、2021年に、児童養護施設等への入所措置や里親委託が解除された者の全国調査結果を公表した。この結果では、ケアリーバーの5人に1人が赤字生活であり、過去1年間に病院

を受診できなかったことがある人は2割で、その7割が経済的理由であった。さらに、生活費や学費、仕事などを心配し、今後利用したいサポート等の第1位は金銭面、第2位は住居や食事等で、いずれも経済的なことである。また、施設等退所から時間がたつほど連絡が少なくなる傾向で、孤立者もある程度いる可能性もある。そこで、県内のケアリーバーが施設等退所後に、孤立をしていないか、経済的に困窮していないか、実態調査を行っていただき、必要な支援を講じていただきたいが、その考えを健康福祉部長に尋ねる。

**答弁（健康福祉部長）** 本県では、ケアリーバーへの経済的な支援として、県社会福祉協議会を通じた生活費及び家賃等の貸付けや就職、進学に伴う身元保証人の確保などに取り組んできた。今後も、より実効性のある支援を行うために、ケアリーバーの現状やニーズ等の把握が重要であり、既に有識者や当事者などによる協議会を立ち上げ、実態把握の検討に着手したところ。今年度中にアンケート調査やヒアリングなどを実施し、調査結果を取りまとめ、支援につなげてまいる。

## 9 ヘルメット着用率向上の取組

**質問** 本年4月の改正道路交通法の施行により、全年齢の自転車利用者へのヘルメット着用が努力義務となった。警察庁によると、昨年全交通事案件数に占める自転車関連事故の割合が過去最高の23.3%となっている。過去5年間、ヘルメット未着用者の致死率は、着用者の2.1倍に上るが、ヘルメット着用率は伸び悩み、熊本県内の着用率は、7月の調査で8.3%と全国平均13.5%を下回る。また、7月1日の道路交通法改正で、これまではヘルメット着用義務があった電動キックボードは、最高速度が20キロを超えず、要件を満たすものは、16歳以上なら運転免許不要で、ヘルメット着用は努力義務となった。しかし、自転車も電動キックボードも、髪形が乱れるなどの理由からヘルメット着用に難色を示す人が多いのも事実。また、ヘルメット購入には経済的負担が伴う。そのため、全国の複数自治体で、購入補助金を設けるところが出てきた。また、徳島県警は、未着用者に指導票を交付している。そこで、ほかの自治体を参考とし、ヘルメット着用を促す取組を進め

るべきと考えるが、環境生活部長に尋ねる。

**答弁（環境生活部長）** ヘルメット着用については、努力義務化に先立ち、昨年度から周知啓発に取り組んできた。今年度は、親しみやすいキャラクターを起用し、街頭ビジョンやSNSなどを活用した周知啓発を行い、学生などの若年層へのアピールを強化している。ヘルメット購入補助については、他県等における効果等を見極めていく必要があると考えている。まずは、ヘルメット着用の有用性を県民に啓発し、自分の命を守るために着用するという意識を醸成してまいりたい。

## 10 AYA（思春期・若年成人）世代のがん患者の支援

**質問** AYA世代とは、広くは15歳から39歳までを指し、がんの罹患率や死亡率が最も低く、がん対策の対象となっていなかった。国立がん研究センターの統計では、令和元年の熊本県内のがん患者数は約1万4,000人で、40歳未満は360人、40歳から64歳が3,087人、65歳以上は1万542人で、高齢になると、がん罹患率が高くなるのが分かる。それでもAYA世代のがん患者が一定数いる。現在、40歳未満のがん患者は、医療保険の訪問看護サービスは利用できるが、介護保険サービスは利用できず、日常生活に必要な経費も自己負担である。そのため、静岡など12県で補助制度を設けており、訪問介護などの在宅サービス、福祉用具の貸与等の費用などが対象である。本県でもAYA世代のがん患者の在宅療養支援の補助制度を設ける考えはないか、健康福祉部長に尋ねる。

**答弁（健康福祉部長）** 在宅療養中のがん患者が40歳未満の場合、介護費用が全額自己負担であることは、AYA世代のがん患者が抱える問題の一つと認識している。そこで、現在、AYA世代のがん患者に向けた在宅療養費の補助制度を設けている自治体の制度や利用実態等の調査を行っている。ただ、県としては、AYA世代のがん患者が抱える全国的課題は、国において一律に支援体制を整備すべきと考えており、これまでも国へ要望してきた。今後も、国に対して支援制度の創設等を粘り強く働きかけるとともに、今回の調査結果や次期がん対策推進計画の策定過程での議論等を踏まえ、さらなる取組を進めてまいる。





(代表質問) 令和5年9月21日



公明党 本田 雄三

1 知事任期満了までの課題に対する意気込み

- (1) T S M C 運用開始に向けた公共交通機関の利用促進等
- (2) 脱炭素への取組2030までの達成に向けた取組
- (3) スポーツ施設(アリーナ、武道館、野球場等)の整備

質問 蒲島県政4期目も残すところ約半年になったが、知事は就任時から「逆光の中にこそ夢がある」との信念で、県民総幸福量の最大化を目指しスタートされ、強力なリーダーシップによる決断の政治を全うされていると敬服している。特に熊本地震からの創造的復興の総仕上げとして、南阿蘇鉄道の全線開通が7月15日に実現する運びとなり、まさしく蒲島郁夫10の約束プラス1の一番目に掲げられた「創造的復興を強力に推進」が結実したと実感している。一方で多くの課題も散見される。そこで、(1) J A S M 操業開始を来年12月に控え、公共交通機関の利用促進や整備をどのように行うのか。(2) 知事は2050年までに県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指すと言われ、2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減を目標に掲げられているが、各部門の達成状況や取組内容を可視化する必要があるのではないか。(3) 知事のマニフェストに「スポーツ施設(アリーナ、武道館、野球場等)の整備の在り方について、県民的議論を深め、早期に方向性を取りまとめ、公表する」とあるが、スポーツ施設の整備をどのように展開するのか。以上、知事に尋ねる。

答弁(知事) (1) 7月に5日間、通勤バスの実証運行を行ったところ、光の森ルート朝夕17便運行で824人の利用があり、一定の安定的な利用者が見込めることが判明した。今後、本格運行を目指すとともに、セミコンテクノパーク周辺の公共交通機関の利活用促進のため、JR豊肥本線の輸送力強化をJR九州に要望してまいる。(2) 目標達成には具体的取組等が見える化し、県民の自発的行動につなげる必要がある。家庭部門ではゼロカーボン行動ブックを作成し、CO<sub>2</sub>削減のための具体的行動・効果等が見える化し、住まいのゼロカーボン促進のため、断熱リフォームの方法、

効果等を県民に示せるよう検討している。産業部門では、県条例に基づく報告内容にCO<sub>2</sub>排出量が多い設備や更新時期を追加し、事業者が取り組むべき課題や時期が見える化した。県庁率先行動では、空調等への省エネ設備導入、再生可能エネルギー設備導入等の取組を進めてまいる。(3) 災害からの創造的復興等の課題が山積し、スポーツ施設整備の在り方については、任期中に取りまとめることが困難な状況になったが、スポーツ施設整備の重要性を認識しており、今後も、県民の機運の盛り上がりや社会情勢を慎重に見極め、引き続き真剣に検討してまいる。

2 熊本県立盲学校における歩行訓練士の配置

質問 全国の公立盲学校における歩行訓練士の研修を受けた教職員の配置状況は、全国67校中、有資格者の教職員在籍校が40校、残りの27校は、本県を含め、在籍なしとなっている。また、過去に資格を取得した修了者数は全国で40校97名だが、県の資格取得者は該当なしであり、歩行訓練や歩行学習に対する支援が遅れている。視覚障害者の不安軽減のため、適切な支援が必要であり、盲学校の生徒は、在籍中に一定の歩行学習を有資格者の下での実施が望ましい。成長段階から可能な限りの自立を促すカリキュラムが必要と思われるので、有資格者による指導を計画的に増やす等の取組の推進が必要ではないか。教育長に尋ねる。

答弁(教育長) 県教育委員会としては、歩行技術習得は、視覚障害者が自立生活や社会参加を行うため、そして自分の命を守るため重要と考えている。県立盲学校においては、視覚障害のある児童生徒に、週1、2回の自立活動の授業で歩行指導を行い、県視覚障がい者福祉協会所属の歩行訓練士を年10回程度招聘し指導助言をいただき、児童生徒が、白杖を活用した歩道の歩き方等を習得する等の成果が見られている。県教育委員会としては、一人一人に応じたきめ細かな歩行指導を行うことができるよう、計画的に歩行訓練士の招聘回数を増やす等、一層の充実を図ってまいる。

3 不登校増加対策(特例校の設置)

質問 不登校特例校は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程の編成が認められる学校で

あり、県や市町村を含む学校設置者による不登校特例校の設置が期待されている。特例校は、本年4月現在で全国に24校設置され、文科省としては、政令市に1校、県下に1校の設置を目指すとしている。特例校の設置にあたっては、行政だけでなく、学校、地域社会、各家庭、NPO、フリースクール関係者等が相互に連携し、設置準備委員会等を立ち上げ、多くの方の意見やアドバイスを取り入れた学校づくりが肝要である。そこで、県は特例校設置について、どのように考えているか、また、不登校の児童生徒との関係構築に尽力されているフリースクール運営者を準備段階から参画させる考えはないか、教育長に尋ねる。

**答弁（教育長）** 不登校特例校は不登校児童生徒にとって重要な学びの場の一つである。全国の公立不登校特例校は全て市区町村教育委員会が設置しているが、県教育委員会では、全国の先行事例を踏まえ、市町村での設置に向けて、8月に市町村教育委員会に不登校特例校設置に係る国補助事業等の説明会を実施した。また、市町村教育委員会が不登校特例校を設置する際には、県教育委員会として福祉関係部局との連携を図り、必要に応じてNPOやフリースクール運営代表者等の意見も聴きながら市町村教育委員会を支援してまいる。

#### 4 県営住宅の管理

##### (1) 安心・安全な住環境確保に向けた取組

##### (2) 入居者の高齢化等に伴う自治会活動等の負担軽減

**質問** ほとんどの県営住宅では、高齢者単独世帯等の増加により、敷地内の清掃活動や自治会役員をお願いしても、できる人が少ないという課題に直面している。県営住宅への入居の際、敷地内清掃や共同生活における協力を促しているが、現状は、自治会の組織編成も清掃活動も徐々に厳しい状態になっている。また、県営住宅の高層階に空き室が多く、階段側のハトのふん対策に困惑するとの相談も多く、こまめな清掃が不可欠で、階段側の開放部にネットを張る等の対策が望まれる。入居者による開放部のネット装着は個人では装着できず、業者に依頼せざるをえないと思うが、年金生活者には大きな出費である。以上から、自治会業務の委託化や清掃の在り方を見直す等の必要

がある。そこで、県営住宅における安心、安全な住環境確保に向けた取組として、(1)令和7年度までの床の段差解消や浴槽の改修工事40%完了目標に対する進捗状況、(2)入居者の高齢化に伴う自治会活動等の負担軽減について、土木部長に尋ねる。

**答弁（土木部長）** (1)県では、令和2年度に熊本県住宅マスタープランの改定により、令和12年度末の改修目標を50%としており、改修工事の進捗状況は令和2年度末で32%、令和4年度末で38%となっており、着実に整備を進めている。(2)県営住宅において入居者が減少し高齢化が進むと、共益費等の増加だけでなく、清掃等の自治会活動や良好な住環境にも影響が生じる。県としては、自治会活動等の負担軽減のため、入居者を増やす入居促進策と自治会活動の円滑な運営につながる支援策の強化が有効と考えている。入居促進策は、令和3年度から、定期募集に加え、高層階等の先着順での常時募集やインターネット受付を新たに開始した。さらに、令和5年度からは、60歳未満の単身者でも入居できるよう、一部で入居要件緩和を行っている。自治会活動の支援策については、共用部分照明のLED化を進め、植栽管理では、樹木剪定を県が行う等の取組を実施してきた。また、昨年度からは、清掃等の運営の工夫事例や自治会活動に関する市町の補助金制度を紹介する等、自治会活動の円滑な運営につながる情報提供も始めており、今後は、各団地からの相談体制の充実も図ってまいる。

#### 5 本県における国土強靱化の取組状況

##### (1) 河川の堆積土砂の撤去状況及び砂防工事の進捗状況

##### (2) 無電柱化の進捗状況及び今後の取組

##### (3) 予防伐採の進捗状況

**質問** 令和5年7月28日の国土強靱化基本計画変更の閣議決定では、中長期的課題として、事前防災対策の強化が重要であり、流域治水の取組として、気候変動の影響を考慮した河川整備計画を策定し、堤防や排水機場の強化、河道掘削、しゅんせつの実施等、防災インフラ整備をさらに推進する必要があると明文化されている。そこで、(1)県における河川の堆積土砂の撤去状況及び砂防工事の進捗状況、(2)県内の無電柱化の進捗状況及

び今後の取組について、土木部長に尋ねる。(3)集中豪雨や暴風による災害復旧に著しい支障を来すおそれがある道路沿いの倒木対策としての予防伐採の進捗状況について、農林水産部長に尋ねる。

**答弁（土木部長）** (1)国の国土強靱化予算を活用し、年間40万㎡程度の河川堆積土砂の撤去を行い、災害の未然防止に努めている。また、国の防災・減災、国土強靱化に関する3か年緊急対策や5か年加速化対策に基づき、令和4年度までに106か所の砂防施設が完了した。今後は砂防施設整備と併せて、土砂災害特別警戒区域からの住宅移転等のソフト対策も含め、国土強靱化に向けた取組を強力に進めてまいり。(2)昭和61年度から都市部中心に約109kmの整備を完了し、現在は、14路線、約37kmで緊急輸送道路を中心に無電柱化を進めている。このうち、益城町の県道熊本高森線や合志市の国道387号では、道路拡幅や土地区画整理事業と無電柱化を併せて進めている。

**答弁（農林水産部長）** (3)令和3年度から市町村に森林環境譲与税を活用した全国での取組状況についての情報提供や補助制度の提案を行い、森林環境譲与税を活用した予防伐採への取組が、令和3年度は2市町、令和4年度は5市町村で行われ、令和5年度には9市町村で取り組まれる予定である。今後も、県内外の先行事例の取組状況や取組む際の留意事項等の情報を市町村へ提供し、取組拡大に向けた支援を行ってまいり。

## 6 マイナンバーカードの信頼回復

**質問** マイナカードについては、障害者手帳のひもづけミス、マイナ保険証を使った患者が、医療機関窓口で医療費10割負担を求められたケースが確認される等、混乱が続いた。今回は申請窓口での事務処理ミスが主要因であるが、今後の総点検作業でも自治体が多くの実務を担うことになり、県としても自治体が円滑に作業できるよう課題を丁寧に聞き取り、ミスの事例を集めて分析、共有し、再発防止を支援していく必要がある。来年秋には、従来の保険証がマイナ保険証に一本化される予定であるが、医療機関や薬局の患者医療データの共有により、薬の重複処方を防ぐ等、医療の質を高め、医療費の適正化にも寄与できると思う。マイナンバーはデジタル社会の基盤であり、

カードの普及、活用には県民の信頼が不可欠である。そこで、県下におけるひもづけ誤り等の実態と確認作業の進捗状況及び県民の信頼回復のためどのように取り組むのか、デジタル戦略担当理事に尋ねる。

**答弁（デジタル戦略担当理事）** 県では、7月に熊本県マイナンバー情報総点検体制を構築し、市町村の進捗管理も含め、全庁的な体制で点検に取り組んだ。信頼回復には再発防止の徹底が不可欠である。一連の事案の多くは、職員による確認不足、パソコンの操作ミス等が主要因である。国に人為的ミスを防ぐシステムやチェック体制構築等を求めるとともに、県においては、市町村と連携し、適正な事務執行に努める。今後とも制度改正の内容を含め、マイナンバー制度の安全性や利便性について、県民に丁寧に情報発信を行ってまいり。

## 7 再エネ推進における現状と課題

(1) 昼夜間及び季節間格差の解消を目的とした揚水発電の導入

(2) 国の方針に基づいた水素の利活用

**質問** 第2次熊本県総合エネルギー計画では、2030年までに電力消費量に対する再エネ発電量を50%とする目標が定められているが、出力抑制が大きな問題である。出力抑制回避のため、電力系統への接続のみでなく、蓄電池や揚水式小水力発電等へのシフトが望ましい。揚水式は、昼間の余剰電力を利用し、水をくみ上げて夜間に発電させる仕組みで、蓄電池と同様の機能及び安定した出力が得られる。また、資源エネルギー庁は、令和5年6月、水素基本戦略を改定し、国の水素導入に向けた基本的考え方を示している。そこで、将来的にも多様化するエネルギー情勢に対し、(1)昼夜間格差及び季節間格差の解消を目的とした揚水発電の導入、(2)国の方針に基づいた水素の利活用についてどのように考えるか、商工労働部長に尋ねる。

**答弁（商工労働部長）** (1)現在、本県の揚水発電所として八代市坂本町に大平発電所があるが、揚水発電は、適地が山間部に限られ、多大な建設費用が必要となり、整備に時間も要するため、新規参入や増設はなかなか進まない状況である。このため、国においては、揚水発電の維持と機能強化のため、設備投資等への支援策が講じられている。

県としては、動向を注視しながら、まずは既存の揚水発電事業が長期的に役割を安定して果たせるよう、国と連携して取り組んでまいる。(2)県としては、国の水素基本戦略方針に基づき、官民や地域間で連携し、需要と供給の両面で取組を進める必要があると考えている。需要面では、1回の水素充填による走行距離が長い燃料電池自動車について商用車での導入拡大を図る。供給面では、令和4年度に、関西電力等の企業グループが小国町で地熱を活用した水素製造と周辺地域での利活用に関する調査を実施しており、県は需要が見込まれる企業の情報提供等の協力を行っている。県としては、関係機関と連携を密にし、水素関連産業の創出等にしっかりと取り組んでまいる。

## 8 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）に関する県の対応

**質問** 現行では、地下水から暫定目標値等を超えてPFOS及びPFOAが検出された際は、対策を各人で行うことになっているのではないかと。地域によっては、上水道設備の接続費用が高額になったり、隣家との調整が必要等、新しく水道に加入することが難しい場合も多いと推測される。そこで、将来的には、より明快な対応方法等が確立できるかもしれないが、現行で有効な対策として、活性炭によるフィルターによる一定の除去が可能ではないかとの見解が出ているため、影響が危惧される地域に対し、上水道への移行に加え、上水道への移行が困難なケースに対しては、活性炭の活用を検討してみてはどうか。いずれも公的支援が必要と考えるが、見解を環境生活部長に尋ねる。

**答弁（環境生活部長）** 浄水設備における活性炭の活用は、他県の自治体等でも行われており、有機フッ素化合物の除去方法として有効なものと考えている。なお、国によると、有機フッ素化合物の除去方法には、高圧膜処理やイオン交換樹脂処理など様々な方法があり、個々の現場の状況に応じた効果的な手法を用いることが重要ともされている。新たに暫定目標値を超える井戸等が確認された場合には、まずは、周辺住民に飲用を控えることを周知徹底するよう市町村等に助言し、その上で、水道水の利用を呼びかけたり、井戸等への浄水設備の設置を促したりする等、市町村等が住民

に対して最適な対策を取ることができるよう、国等の情報も活用し、しっかりと支援してまいる。

## 9 気候変動適応センターの取組状況

**質問** 気候変動適応法の施行により、本県も、地域の気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理及び提供等を行う拠点として、熊本県気候変動適応センターが、令和4年に熊本県環境生活部環境立県推進課内に設置された。近年の日本のみならず世界各地における気候変動の影響と言われる異常気象による甚大な被害が頻発する中で、気候変動の影響は、自然災害以外にも、農作物の成育不良や品質低下、生態系の変化及び熱中症、感染症のリスクの増大等、私たちの生活や社会、経済の様々な分野にわたっており、今後、地球温暖化の進行に伴い、さらに深刻な影響をもたらすおそれがあると推測される。そのため、県では、第六次熊本県環境基本計画において、特にリスクに備えた社会づくりとして、気候変動の分野別対策を4分野から7分野に再編、拡充した取組を推進している。そこで、熊本県気候変動適応センターでは、様々な分野において適応策を推進するため、どのような取組を行っているのか、環境生活部長に尋ねる。

**答弁（環境生活部長）** 気候変動への適応策を推進するため、令和4年3月、7つの分野を所管する試験研究機関や関係課で構成する熊本県気候変動適応センターを設置した。適応センターでは、農林水産分野では高温に強い品種の育成・普及、健康分野では熱中症や感染症対策等、気候変動の影響に関する情報収集や各分野における取組の集約を行っている。その中から、県民が地球温暖化の様々なリスクに備えるための情報発信も役割の一つである。具体的には、適応センター通信を発行し、熱中症対策や自然災害への備え等、県民に実践していただきたい取組等について、周知、啓発を行っている。また、小中学校向けの環境出前講座等でも、地球温暖化防止策について説明するとともに、子供でも行うことができる適切な水分補給やエアコン利用等について分かりやすく伝えていく。今後とも、国や他県の適応センター、大学等と連携し、県民生活に身近な適応策について適切な周知啓発に努めてまいる。